3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

(1) (1)	(1) 利于所得等の課税状况																						
					課 税 分				非 課 税 分 等				合 計										
	X		5	}	支	払	金	額	源	泉	数」	収 移	泊 額	電子等非課程 形貯蓄非課程 払金		その他非課税分等 支 払 金 額	支	払	金	額	源身	見 徴	収税額
								千円					千円	=	千円	千円				千円			千円
公				1	責		238,	507				36,	514		859	3, 178, 382		3	, 417,	, 748			36, 514
社				1	責	:	2, 752,	352				421,	318	3,	179	2, 587, 688		5	, 343,	, 219			421, 318
	銀	行		預	金		5, 492,	562				827,	448	39,	359	806, 946		6	, 338,	, 868			827, 448
預貯金	銀行	以外の	金融村	機関の預貯	金	;	3, 778,	695				572,	831	41,	329	654, 946		4	, 474,	, 970			572, 831
	その	他勤務	先預	金等の利-	子	:	2, 655,	127				405,	621	2,	528	118		2	, 657,	, 773			405, 621
合同運用信託の収益の分配			5		14,	481				2,	211		267	136			14,	, 884			2, 211		
公社債	投資	信託の) 収 i	益の分配	等		10,	591				1,	616		_	2, 011			12,	, 602			1, 616
特定分				利 子 特 例 分)			932,	210				142,	740	53,	240	3, 944, 641		4	, 930,	, 092			142, 740
	小		Ē	t		1!	5, 874,	524			2,	410,	300	140,	762	11, 174, 869		27	, 190,	, 155		2	, 410, 300
定期積	金	の給作	寸 補	てん金	等		759,	641				116,	339		-	579, 175		1	, 338,	, 816			116, 339
匿名組分配、				づく利益。 等の差		1	1, 121,	968			2,	184,	445		_	671, 598		11	, 793,	, 566		2	, 184, 445
割引	債	Ø :	償	還差	监		2,	118					312		_	_			2,	, 118			312
		計				2	7, 758,	251			4,	711,	396	140,	762	12, 425, 642		40	, 324,	, 655	_	4	, 711, 396

調査対象等: この表は、令和4年2月から令和5年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「その他非課税分等」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)、租税特別措置法第5条(納税準備預金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて支払われたものも含まれている。
 - 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
 - 4 「特定公社債等の利子等(源泉徴収義務特例分)」は、租税特別措置法第9条の3の2の規定による、支払の取扱者が所得の支払者に代わって 源泉徴収を行い、国に納付する特例分である。
 - 5 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12(償還差益等に係る分離課税等)及び第41条の12の2(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(2) 配当所得の課税状況

区分	課程	兑 分	非課税分等	合	計	
·	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の 投資ロの配当等	449, 364, 344	千円 74, 583, 501	千円 31, 351, 457	千円 480, 715, 801	千円 74, 583, 501	
投資信託(公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配等	578, 461	80, 851	902, 227	1, 480, 687	80, 851	
源泉徴収選択口座内配当等	45, 294, 996	6, 811, 426	_	45, 294, 996	6, 811, 426	
計	495, 237, 800	81, 475, 778	32, 253, 684	527, 491, 484	81, 475, 778	

調査対象等: この表は、令和4年2月から令和5年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分等」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われたもの、租税特別措置法第9条の8(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)及び租税特別措置法第9条の9(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徵収選択口座内調整所得金額等	源泉	: 徵	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 44, 309, 535				6, 80	千円 06, 715

調査対象等: 令和4年2月から令和5年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年 者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成 した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

	F /	官	·	そ 0	つ 他	合	計
	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 · 給 料 · 賞 与	2, 172, 646, 432	81, 793, 314	11, 598, 958, 449	344, 034, 626	13, 771, 604, 881	425, 827, 940
給与所得	日雇労働者の賃金	2, 208, 241	118, 029	43, 514, 849	756, 545	45, 723, 090	874, 574
	計	2, 174, 854, 673	81, 911, 343	11, 642, 473, 298	344, 791, 171	13, 817, 327, 971	426, 702, 514
退	職 所 得	122, 678, 067	1, 183, 333	240, 647, 587	8, 324, 242	363, 325, 654	9, 507, 575
災害減免法	により徴収猶予したもの	_	_	l	6, 893	ı	6, 893

調査対象等: 給与等の支払者から令和5年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び令和4年2月から 令和5年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策 金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び行政執行法人をいう。)を集計したものである。

- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば、①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、 いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	千円 8, 570, 563	千円 1,664,972
弁護士、税理士等の報酬又は料金	54, 413, 179	7, 886, 201
法 診 療 報 酬	50, 083	4, 437
第 2 職業野球の選手、騎手、外交 0 員等の報酬又は料金	31, 383, 602	2, 572, 551
4 芸能等についての出演、演出等の 報 酬 又 は 料 金	2, 307, 232	248, 964
該 の 報 酬 又 は 料 会	10, 046, 950	603, 547
契 約 金 貨 金	5, 120, 586	125, 797
小計	111, 892, 195	13, 106, 470
法 第 203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	4, 186, 489	149, 354
法第207条該当(生命保険契約等に基づく年金)	458, 966, 246	2, 069, 992
法第 174条該当(馬主が受ける競馬の賞金等)	1, 471, 037	21, 437
計	576, 515, 968	15, 347, 253
災害減免法により徴収猶予したもの	_	191

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、令和5年4月30日までに提出された「法定調書の合計表 (報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び令和4年2月から令和5年1月まで に提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	千円 9,878	千円 1,389
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特定受益証券発行信託の収益の分配	1, 111, 444	204, 258
匿名組合契約に基づく利益の分配	1, 159, 057	236, 679
給	1, 473, 716	208, 244
退 職 所 得	49, 488	10, 103
役 務 の 報 酬	5, 039	898
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価	709, 897	97, 664
著作権の使用料又はその譲渡による対価	310, 511	36, 796
貸 付 金 の 利 子	87, 209	12, 423
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所 得	173, 421	35, 019
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土地等の譲渡による対価	687, 646	70, 210
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	2, 977, 789	576, 854
生命保険契約等に基づく年金	62, 954	13, 114
賞 金	-	-
合 計	8, 818, 049	1, 503, 650

調査対象等: 令和4年2月から令和5年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。